

# くらよし

November 11  
2011

平成23年11月号

No.1401

今月のトップ：あなたの大切な財産が狙われています！

## 「お兄ちゃん、きれいだね」

～第6回山陰KAMIあかり～



### CONTENTS

- あなたの大切な財産が狙われています！ ..... 2～5
- 「エキパル倉吉」全館オープン ..... 6
- インフォメーション・プラス ..... 7～9
- インフォメーション ..... 10～13
- あんしんファイル ..... 14～15
- 介護予防 / まちかどピンナップ ..... 16～17
- ハート・バリアフリー ..... 18
- シナブロ韓国 / とりたん ..... 19
- 出かけてみよう ..... 20～21
- 元気通信 / 人口 ..... 22

# あなたの大切な財産が狙われています！



すぐに示談金を振り込んで…

## 1. 「振り込め詐欺」にだまされない

「振り込め詐欺」は、人の心に巧妙につけ入り、利用してお金を吸い取ってしまいます。

「私は大丈夫！」と過信せず、だまされないための撃退ポイントを知っておきましょう。

### 「振り込め詐欺」とは

「振り込め詐欺」は、電話やはがきなどで相手をだまし、金銭の振り込みなどを要求する犯罪行為です。

以前は、手口によって「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」などと呼ばれていましたが、平成16年には、まとめて「振り込め詐欺」と呼ぶことが警察庁によって決められました。

現在では、保険料などの還付をかたつて現金をだまし取る「還付金等詐欺」も「振り込め詐欺」に加えられています。

最も知られている「振り込め詐欺」の手口は、電話で家族を装い、金をだまし取るものです。

犯人は、電話帳などをもとに電話をかけ、応対に出たのが高齢者とみえるや、単に「オレオレ」と名乗り、遠隔地に住む子や孫であると錯覚させます。そのうえで、「悪徳金融業者から大金を借り、すぐに返さないとひどい目に遭わされる」、「交通事故を起こして、すぐに示談金や慰謝料を払わないと収監される」など、緊迫した困窮状態を装い、所定の口座へ大金を振り込むよ

### 巧妙になる手口

うに仕向けます。第一声が「オレオレ」であることから、「オレオレ詐欺」と呼ばれる手口です。

「振り込め詐欺」の演出は、次第に巧妙になっています。

演じる対象を通勤に出た夫をはじめとする家族や親類に広げて、「交通事故」、「痴漢」、「横領」、「傷害事件」、「借金返済」などさまざまなお金の加害者や債務者に仕立てる手口が使われています。

被害者やその関係者、警察官、弁護士などの役割分担を行って多数で演技を行い、さらには背景にサイレン等の効果音を流すなど劇団さながらの演出も行われることがあります。

そのように犯人は、徐々に大規模な組織を構成するようになり、組織内でマニュアルを作成したり訓練を行っている例も伝えられています。

「振り込め詐欺」の手法が周知され、電話の対応法や対策も広く知られるようになりました。その一方で、このような詐欺があると承知しているも、いざ、電話で家族や親戚らしき人物の緊迫した声を聞

くと、冷静を保つのは困難で、どうしても犯人のペースに乗せられがちになります。被害者に対する調査でも、大半が「振り込め詐欺」の存在を承知していたにも関わらず大金の送付を実行してしまったという結果が出ています。

また、ある手口が紹介されて警戒が求められると、犯人は、さらに手の込んだ手口を用いて詐欺にかかるなど、私たちごっこの様相もあります。

銀行が警戒にあたるようになると、コンビニのATM(現金自動預払機)などからの送金を指示するケースが増え、最近では、宅配便やバイク便、郵便で現金を送付するように要求する場合もあります。被害者宅に直接弁護士や会社の上司などを名乗る人物が訪れて多額の現金を手渡してしまうケースもあります。

### 狙われる女性や高齢者

被害者の傾向としては、女性や60歳以上が圧倒的に多く、被害世帯の半数以上は、「高齢者世帯」だといわれています。

【鳥取県内の「振り込め詐欺」事件の認知件数、被害金額】

	オレオレ詐欺		架空請求詐欺		融資保証金詐欺		還付金等詐欺		合計	
	認知件数	被害金額	認知件数	被害金額	認知件数	被害金額	認知件数	被害金額	認知件数	被害金額
平成16年	65件	1億1,326万円	29件	2,622万円	51件	2,053万円	—	—	145件	1億6,001万円
平成17年	28件	4,746万円	39件	5,175万円	115件	1億1,899万円	—	—	182件	2億1,820万円
平成18年	16件	3,324万円	29件	4,822万円	90件	5,505万円	0件	0万円	135件	1億3,652万円
平成19年	20件	4,985万円	23件	1,764万円	50件	6,957万円	5件	330万円	98件	1億4,037万円
平成20年	8件	2,608万円	10件	1,863万円	36件	1,954万円	14件	1,765万円	68件	8,192万円
平成21年	1件	50万円	20件	1,360万円	11件	790万円	0件	0万円	32件	2,200万円
平成22年	0件	0万円	7件	128万円	1件	36万円	1件	49万円	9件	214万円
平成23年	6件	100万円	0件	0万円	1件	43万円	2件	289万円	9件	432万円

※平成23年は、9月30日現在



## 卑劣な「振り込め詐欺」から あなたの大切な財産を守っ てください。

鳥取県倉吉警察署  
生活安全課 木下 敏宏課長

### 【「振り込め詐欺」防止対策】

- ①犯人はだましのプロです。お金に絡む話が急に出てきた場合は、必ず家族か警察に相談しましょう。
- ②ATMの利用限度額を引き下げておくと、万が一被害に遭った場合も、少額の被害で済みます。  
※方法は各金融機関にお問い合わせください。
- ③高齢者世帯は在宅中でも留守番電話の活用を！  
＜留守番電話の効果＞
  - ・犯人は、自分の声を録音されるのを避けるために、犯行電話を打ち切るケースが多い。
  - ・犯人が録音したとしても、直接対応する機会をいったん遮断できることから、比較的冷静に対応ができます。
  - ・録音された声を捜査資料として活用できます。※ただし、その世帯が在宅中でも留守番電話となっていることを了承するなど、家族や周囲の理解が必要です。

### 【「振り込め詐欺」に遭わないための心得】

#### 「電話番号が変わった」は詐欺

必ずもとの電話番号に電話してみましょう。

#### 「カードを預かります」は詐欺

行政の職員がキャッシュカードを預かり、暗証番号を聞くことはありません。

#### 「必ずもうかる」は詐欺

うまい話には注意！

#### 「お金を返すのでATMに行ってください」、「携帯電話を持ってATMに行ってください」は詐欺

ATMではお金を受け取る手続きはできません。

#### 手続き前(振り込む前)に家族や警察に相談を！

冷静に考えられる人の判断を聞きましょう。

倉吉警察署(☎26-7110)

警察総合相談窓口(☎#9110)

鳥取県下での「振り込め詐欺」の認知件数・被害金額は、平成21年は32件2,200万円でしたが、平成22年は、9件214万円に減り、「オレオレ詐欺」に至っては0件でした。しかし、今年は、9月末現在ですすでに9件432万円の被害が認知されており、昨年1年間の件数・金額を上回っていることから倉吉警察署管内でも警戒を強めています。また、詐欺に遭っていても

被害の届出をしていない人もいるかもしれません。「振り込め詐欺」がどのようなのか、被害に遭わないためにどうすればいいかなどの広報にこれからも努めたいと思っています。また、「振り込め詐欺」といえば、「オレオレ詐欺」がクローズアップされがちですが、鳥取県下では、最近、県や市町村、社会保険庁(現「全国健康保険協会」)の職員を名

乗る者から、医療費や税金の払い過ぎ分を還付すると電話や訪問で言われ、ATMを操作したりキャッシュカードを渡してしまったりしてお金をだまし取られたケースも発生しています。また、インターネットが普及している現在では、有料サイトの利用料や情報料などについての「架空請求詐欺」にも注意する必要があります。

「振り込め詐欺」は、高齢者、乗らな、ネットを切るなどして、本人や関係機関に事実を確認したり、家族や警察などに相談するなどして、一人で判断しないで落ち着いて行動することが必要です。その中でも特に一人暮らしの人が被害に遭いやすい傾向があるので、家族や地域の見守りが大切だといえます。犯人は、至急の手続きを被害者に要求し、冷静な判断をできなくさせます。相手のペースに乗らず、いったん電話を切るなどして、本人や関係機関に事実を確認したり、家族や警察などに相談するなどして、一人で判断しないで落ち着いて行動することが必要です。

## 2. 消費者トラブルに巻き込まれない

「振り込め詐欺」のほかにも、日常生活の中にはさまざまなトラブルの種が潜んでいます。あなたの抱えるどんな困りごとでも、解決策と一緒に考える市民生活相談室が市役所にはあります。

相談に応じるのは消費生活相談員の秋山侑未さん。

秋山さんに、最近、市民生活相談室に寄せられた相談とそのアドバイスを聞きました。



### Q 海外からの当選通知

ある日、海外から「高額な賞金に当選した」という内容のエアメールが届いた。

賞金を受け取るには、同封され

ていた返信用封筒にクレジット

カード番号を記入、もしくは、数

千円の手数料を入れて海外に返信

する必要があると手紙に記載され

るのだろうか。

このような懸賞に応募をした覚

えはないが、本当に賞金がもらえ

るのだろうか。

### 【秋山相談員からのアドバイス】

応募していないのに高額な賞金が当たるといふことはあり得ません！手紙をよく確認してください。「当選」ではなく、「賞金獲得の権利がある」と記載されていませんか？

手数料を支払っても賞金は支払われず、逆に住所やクレジットカード番号などの個人情報から教えられてしまうことになってしまったり、こういったダイレクトメールや勧誘が増えたり、

国内で海外宝くじを購入すること自体が違法なので、注意しましょう。

### Q 社債や権利購入などの金融商品の勧誘

ある日、見知らぬA社から、社債の購入案内についてパンフレットが届いた。

投資話には興味がなかったのですが、パンフレットを放置していた。

その数日後、B社から電話がか

かかってきた。B社は、「A社からパンフレットが送られてきていないか。パンフレットが届いた人には、社債を購入する権利がある。わが社には届いていないので購入することができない。もしA社の社債

を購入するのなら、自分たちにその購入した社債を2倍の値段で買い取らせて欲しい」と言う。もしも本当に2倍で買い取ってくれるのなら購入したいが、この話は本当だろうか。

### 【秋山相談員からのアドバイス】

おいしい話がいきなり飛び込んでくることはあり得ません！

消費者がA社から社債を購入し

てもB社から買い取りを行われる

ことはなく、そのままA社B社両

方も連絡が取れなくなってしまう

うという事例が国民生活センター

に多く報告されていますが、社債

を購入後、B社から社債の買い取りが行われたという事例は1件も報告されていません。

特に見知らぬ会社は、経営の実態が分からず、大きなリスクを伴うので、納得できない部分や理解できない部分があれば契約をしないのが一番です。

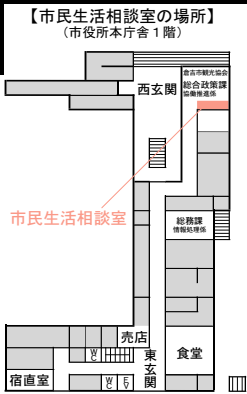
他社の社債などの勧誘・買取等を行うには登録が必要なので、金融庁のホームページで登録業者かどうかを確認しましょう。

他社の社債などの勧誘・買取等を行うには登録が必要なので、金融庁のホームページで登録業者かどうかを確認しましょう。



【平成22年度 消費生活相談件数(年代別)】

	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100代～	不明	合計
4月			1件			1件					2件	4件
5月			2件									2件
6月								1件			1件	2件
7月			1件		1件		1件				1件	4件
8月				1件	1件	2件	1件					5件
9月					1件	1件			1件		1件	4件
10月		1件	1件				1件				2件	5件
11月			1件		1件	1件					1件	4件
12月			1件	1件	1件	2件	2件				1件	8件
1月				1件				1件			1件	3件
2月			1件			1件		1件			4件	7件
3月		1件		1件	3件	2件					3件	10件
合計		2件	8件	4件	8件	10件	4件	4件	1件		17件	58件



市民生活相談室での相談風景

Q 1つの間にかアダルトサイトに登録されていた

無料のアダルトサイトを閲覧していたところ、「18歳以上ですか?」と問われたので「18歳以上」のボタンをクリックしたところ、いきなり会員登録された画面が貼りました。

【秋山相談員からのアドバイス】

「無料」と表示がある、あるいは「有料」という表示がなければ、「ワシントンリクエスト」と呼ばれるもので、契約は成立しておらず、支払う義務はありません。「有料」と表示されていても、申し込み内容や利用の意思を確認・訂正するための画面がなければ、契約の無効を主張できます。

料金を請求されるまま支払いをしたり、サイトの事業者に連絡をすることは避けましょう。サイトを閲覧する際は利用規約をしっかり読み、納得ができてから利用するようにしましょう。「18歳以上」などのボタンがウィルスやスパイウェアのダウンロードボタンになっていることも多い

Q カニを購入しないかと電話がかかってきた

北海道の水産会社から、おいしいカニがあるので購入しないかと電話がかかってきた。カニはいらないので何度も断つたがしつこく勧誘され続け、半ば無理矢理、代金引換でカニが送られてくることになってしまった。

【秋山相談員からのアドバイス】

断っているのに、契約は成立しておらず、支払う義務はありません。断る理由を業者に納得してもらう必要はありません。素早く確実に断り、すぐに電話を切るようにしましょう。

カニが送られてきたら、相手の連絡先を控え、受け取りを拒否し、書面で相手に通知しておくのがベストです。万が一受け取ってしまった場合、クーリングオフができます。

が、このような場合、相手と連絡が取れなくなり、支払った代金を返してもらえないこともあります。



※貼りついた画面の消し方は、(独)情報処理推進機構(IPA)のホームページ <http://www.ipa.go.jp/security/lanshin/fact-1.htm> を参照してみてください。



【消費者被害に遭わなためのポイント】

- ① 勧誘をされてもすぐにその場で判断せず、契約をする前に必ず誰かに相談しましょう。
- ② 断る場合は、「いいです」や「結構です」という言葉だとYESともとれるので、「いいません」、「必要ありません」などの言葉ではっきりきっぱり断りましょう。
- ③ おいしい話には必ず裏があるものだと思います。



倉吉市消費生活相談員  
秋山 侑未さん